

Internet Isolation Service 利用規約

第1章 総 則

(規約の制定目的)

第1条 当社は契約者にインターネット無害化サービスを提供するための条件として、Internet Isolation Service 利用規約（重要事項説明書、別紙を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定めます。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上への掲載その他の適切な方法により周知します。

(定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、Menlo Security, Inc,（以下、「Menlo」といいます。）がパブリッククラウドベースのサブスクリプションサービスとして提供するインターネット無害化サービス（以下、「Menlo Security」といいます。）及び当社が提供する当該サービスの保守サービスを併せたものをいいます。
- (2) 「Menlo 規約」とは、当社が以下の URL に掲載する、Menlo が定める Menlo Security End User License Agreement のことをいい、契約者は、本サービスのうち、Menlo Security の利用にあたり、Menlo と直接 Menlo 規約に基づき契約を締結するものとします。Menlo Security に関して、本規約に定めていない提供条件については、Menlo 規約の定めるところによります。ただし、Menlo 規約のうち、「SECTION 4. ORDERS, FEES, AND PAYMENT」に定める規定は、本規約に定める内容を適用するものとします。なお、Menlo は Menlo Security の変更ならびに適用される法律の変更に伴い、Menlo 規約を適宜変更することができるものとし、Menlo Security に関して本規約に特段の定めがない限り、Menlo 規約を適用されるものとします。
URL : <https://www.menlosecurity.com/eula>
- (3) 「マクニカネットワークス」とは本サービスの運営の一部を当社が委託し、また Menlo Security に関する日本総代理店であるマクニカネットワークス株式会社をいいます。
- (4) 「保守サービス」とは、本サービスのうち当社が提供する Menlo Security の保守サービスをいいます。保守サービスの範囲は別紙 1「保守サービス提供範囲」に定めるとおりとします。

第2章 契約

(申込みと承諾)

- 第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約及び Menlo 規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。
- 2 当社は、申込みに対して Menlo Security ライセンス証明書（以下、「ライセンス証明書」といいます。）の交付をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が第 11 条（利用停止）1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
 - (6) Menlo Security, Inc, もしくはマクニカネットワークスが申込者の本サービスの利用を承諾しない場合
 - (7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社は、本サービスの申し込みがあった場合、申込書に記載された申込者の情報を契約の締結及び設備の保守に係る通知の実施等本サービスの提供に係る目的で Menlo Security, Inc, 及びマクニカネットワークスに通知します。
- 6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
- 7 本サービスの利用にあたり、契約者は本サービスの管理画面への初回アクセス時に、当該画面上で表示される Menlo 規約への同意手続きをする必要があります。当該手続きにより、契約者と Menlo との間で Menlo Security の利用に関する契約が成立します。ただし、契約者が本サービスの申込み前に「Menlo Security 無料トライアル」をご利用中の場合は、事前に Menlo 規約への同意が完了しているため、本項に定める手続きは発生しません。

(契約期間)

- 第5条 本サービスの契約開始日及び契約期間は別紙 2 「料金表」に定めるとおりとします。

(契約者の地位の承継)

- 第6条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
- 2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出させていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約上の地位の譲渡)

- 第7条 契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(当社が行う本契約の解約)

- 第8条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。
- (1) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき。
- (2) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。
- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (6) 第10条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (7) 監査報告書に継続企業の前提に関する重要な疑義に関する記載がされたとき。
- (8) 本規約の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき。
- (9) 第25条（反社会的勢力の排除）に該当すると判断したとき。
- (10) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第9条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第10条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
 - (2) 本規約に反する行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

(料金)

第11条 本サービスの料金は、別紙2「料金表」に定めるところによります。なお、Menloによる価格の変更等その他正当な事由により Menlo の提供金額が不相当となった場合、当社は原則として契約金額を変更できるものとします。為替相場、諸税、輸出入諸掛等に変更が生じた場合、価格を変更する事があります。

(料金の支払義務)

第12条 契約者は別紙2「料金表」に定める期日までに本サービスの料金（以下、「利用料金」といいます。）を一括で支払うものとします。

- 2 当社にて申込者から申込書を受領した後に、申込者の都合により本契約が解約となった場合、サービス提供前であっても、利用料金を支払うものとします。
- 3 利用中止又は利用停止があった場合であっても、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料

金の支払を要します。

- 4 当社は、契約者が自己の都合により第5条（契約期間）に定める契約開始日までにライセンス証明書を受け取らなかった場合や、第4条7項（申込みと承諾）に定めるMenlo規約への同意を行わずサービスを利用できない場合であっても、本サービスの利用は開始されたものとみなし、契約者は、利用料金を支払うものとします。
- 5 当社は、いかなる理由であっても、契約期間が終了した場合もしくは、契約期間中に本契約が解約となった場合について、受領した金額の返還はいたしません。
- 6 当社は、契約者が本契約を解除後、未払料金を請求するものとし、契約者は当社が定める期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 7 契約者は、当社からの請求金額に疑義が生じた場合は、支払期限までに当社へ通知いただく必要があります。当社は、当該通知を受領し次第、請求金額の訂正を行うものとし、契約者は、訂正後の請求金額を支払うものとします。

（事務手数料及び導入サポート費用の支払義務）

第13条 契約者は、別紙2「メニュー表」に規定する事務手数料及び導入サポート費用の支払を要します。

（延滞利息）

第14条 当社は、契約者が利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取り扱い

（データに関する責任）

第15条 Menlo規約に定める場合を除き、第18条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

（データの確認・複製）

第16条 Menlo規約に定める場合を除き、当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

(データの削除)

第17条 Menlo 規約に定める場合を除き、当社は、第 21 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 5 条（契約期間）又は第 8 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

2 当社は消去された保存データは修復しません。

第 6 章 損害賠償等

(責任の制限)

第18条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る利用料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、Menlo Security において Menlo の責に起因して契約者に生じた損害については、Menlo 規約が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 5 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。

(SLA の適用)

第 19 条 当社は、Menlo が Menlo Security の提供に関して、別紙 3 「Menlo Security Cloud Services Service Level Agreement」（以下、「SLA」といいます。）に記載の条件を満たさなかつた場合、SLA に定める日数を第 5 条（契約期間）に定める契約期間に追加します。なお、別紙 3 「SLA」は Menlo により提供される条件であることから、Menlo から契約者もしくは契約者から Menlo の通知に関する記述は、Menlo を当社に読み替えるものとします。

第7章 雜則

(免責)

第20条 本サービスのうち、Menlo Security は Menlo の責任において提供されます。

- 2 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により Menlo または第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負わないものとします。
- 4 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社または Menlo が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(本サービスの廃止)

第21条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、相当の予告期間をおいて契約者にその旨を通知します。

- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

(契約者の義務)

第22条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) Menlo 規約の定めに反する行為を行わないこと

- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (8) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (10) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
- 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第23条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(当社の知的財産権)

第24条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。なお、Menlo Security のプログラム等に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は Menlo に帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第25条 本契約者は、現在、自社又は自社の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員であった者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、共生者、暴力団等親交者、その他これらに準ずる反社会的団体又は勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないこと並びに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 当社は、契約者が反社会的勢力であること又は第1項各号及び第2項各号の一に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、契約者の調査を行うことができ、契約者はこれに協力するものとします。また、契約者は、自らが第1項各号及び第2項各号の一に該当する又はそのおそれがあることが判明した場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
- 4 当社は、契約者が前三項のいずれかに違反した場合は、契約者の有する期限の利益を喪失させ、また通知又は催告等何らの手続きを要することなく、契約者に対する書面による通知により、直ちに利用規約等の名称を問わず、契約者からの全ての申込みの全部又は一部を解約することができるものとします。
- 5 当社は、前項に基づく解約により契約者が被った損害につき、責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱い)

第26条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が別に定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によります。

(第三者への委託)

第27条 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

- 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、本規約に定める範囲で責任を負うものとします。

(管轄裁判所)

第28条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第29条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第30条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙1 保守サービス提供範囲

1. 料金

保守サービスは、別紙2「料金表」に記載の価格に含まれるものとします。

2. 保守範囲

当社の提供する Menlo Security に関する保守範囲は以下の通りとします。

なお、契約者からのお問い合わせに対応するため、契約者は契約者情報や発生している事象等を当社保守担当者へお伝えいただきます。

保守項目	内容※
問合せ受付	利用方法や設定方法の質問受付と回答を行います。 問合せ内容について、Menlo Security 管理設定項目等や現象の再現性を確認します。
依頼書受付	サービスに関する設定依頼を受け付け、対応します。
故障対応	Menlo Security サービスの監視を 24 時間 365 日行います。 Menlo Security を経由した状態で、あるサイトへの正常接続を定期的に実施します。また Menlo Security のサービス状態サイトにて、運用状態を確認します。
情報発信	本サービスのドキュメント、FAQ、工事や故障情報を当社サポートサイトに掲載します。

※ 事象解決のため、当社はマクニカネットワークスへエスカレーションする場合があります。なお、事象に応じて、マクニカネットワークスから Menlo へエスカレーションする場合もあります。

3. 対応者

保守受付窓口へのお問合せは契約者のみの受け付けとし、当社からの本サービスに関する工事及び故障等の連絡は、契約者に対してのみ行います。

4. 保守受付窓口及び営業時間

詳細な受付窓口の連絡先及び営業時間は、当社が別に提示するものとします。

別紙2 料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者が本サービスに係わる契約に基づき支払う利用料金を料金月もしくは利用年に従つて計算します。「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。「料金年」とは、1の暦年の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦年の一定の日をいいます。）から次の暦年の起算日の前日までの間をいいます。
2. 1の利用料金は、初期費用、月額料金もしくは年額料金を合算して請求します。
3. 利用料金の日割りもしくは月割り計算はいたしません。
4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月もしくは料金年の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6. 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により利用料金を支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

7. 本規約により支払いを要するものと定められている利用料金額は、原則この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払を要することとなった額は、料金表に表示された額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。））の合計と異なる場合があります。

第1表 料金表

1. 適用

本サービスに係る月額料金もしくは年額料金は、本サービスに係る1のユーザー（以下、「ユーザー」といいます。）毎に各プランのユーザー数に応じて計算します。

2. 提供メニュー

2-1 基本メニュー

2-1-1 年間ライセンス

年間ライセンスとは、Menlo Security のうち、利用料金が年額料金のメニューをいいます。提供メニューは下表に定めるものとします。但し、利用料金は当社が別に提示するものとします。

メニュー名	契約期間	特記事項	単位
Isolate-All-Web	1年		ユーザー数
Isolate-All-Web	3年	本メニューの既契約者 (※)に限り提供可能	ユーザー数
Isolate-Risky-Web	1年	本メニューの既契約者 (※)に限り提供可能	ユーザー数
Isolate-Risky-Web	3年	本メニューの既契約者 (※)に限り提供可能	ユーザー数
Advanced-Email-URL	1年	本メニューの既契約者 (※)に限り提供可能	ユーザー数
Advanced-Email-Attachment	1年	本メニューの既契約者 (※)に限り提供可能	ユーザー数
MENLO-ESSENTIALS	1年	—	ユーザー数
MENLO-BUSINESS	1年	—	ユーザー数
MENLO-SECURE-INTERNET	1年	—	ユーザー数
MENLO-TRANSFORMATION	1年	—	ユーザー数
MENLO-GLOBAL-CLOUD-PROXY	1年	—	ユーザー数
MENLO-SECURE-OFFICE-365	1年	—	ユーザー数
MENLO-SECURE-GSUITE	1年	—	ユーザー数
MENLO ACTIVATE CLOUD PROXY	1年	—	ユーザー数
MENLO ESSENTIALS CLOUD PROXY	1年	—	ユーザー数
MENLO CHOICE STD CLOUD PROXY	1年	—	ユーザー数
MENLO CHOICE ADV CLOUD PROXY	1年	—	ユーザー数
MENLO ACTIVATE SECURE INTERNET	1年	—	ユーザー数

MENLO SECURE INTERNET ISOLATION	1年	—	ユーザー数
MENLO STD PRIVATE ACCESS	1年	—	ユーザー数

[備考]

- ・お申込みできるユーザー数は 25 ユーザー以上です。
- ・ユーザー数を追加する場合も 1 回のお申込みにつき 25 ユーザー以上です。
- ・(※) 既契約者とは、附則（令和 4 年 9 月 9 日 CNS1 サ第 00960083 号）の実施日において、当該メニュー名のライセンスを利用中の契約者をいいます。

2 - 1 - 2 月間ライセンス

月間ライセンスとは、Menlo Security のうち、利用料金が月額料金のメニューをいいます。提供メニューは下表に定めるものとします。

メニュー名	契約期間		単位	料金額（税込価格）
Isolation Lite	1か月		ユーザー数	900 円 (990 円)

[備考]

- ・お申込みできるユーザー数は 5 ユーザー以上です。

2 - 2 オプションメニュー

2 - 2 - 1 年間ライセンス向け

年間ライセンスにて提供するオプションメニューは下表のとおりとします。但し、利用料金は当社が別に提示するものとします。

メニュー名	契約期間	特記事項	単位
Add Antivirus ※1	1年		ユーザー数
Add Antivirus ※1	3年	本メニューの既契約者 (※) に限り提供可能	ユーザー数
Add Sandbox ※1	1年		ユーザー数
Add Sandbox ※1	3年	本メニューの既契約者 (※) に限り提供可能	ユーザー数
Illuminate ※2	1年	本メニューの既契約者 (※) に限り提供可能	ユーザー数
ADD CLOUD-SANDBOX ※3	1年	—	ユーザー数
ADD ILLUMINATE ※4	1年	—	ユーザー数
Insights 3 months retention	1年	本メニューの既契約者 (※) に限り提供可能	ユーザー数
Insights 6 months retention	1年	本メニューの既契約者 (※) に限り提供可能	ユーザー数

Insights 12 months retention	1年	—	ユーザー数
ADD DEDICATED-CLOUD -IP ※5	1年	—	テナント数
ADD DEDICATED-PORT-COTI ※5	1年	—	テナント数
ADD DLP ※6	1年	—	テナント数
ADD CASB ※6	1年	—	テナント数
ADD STD MPA ※7	1年	—	ユーザー数
ADD MOBILE ISOLATION ※7	1年	—	ユーザー数
[備考]			
<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みできるユーザー数は 25 ユーザー以上です。 ・ユーザー数を追加する場合も 1 回のお申込みにつき 25 ユーザー以上です。 ・(※) 既契約者とは、附則（令和 4 年 9 月 9 日 C N S 1 サ第 00960083 号）の実施日において、当該メニュー名のライセンスを利用中の契約者をいいます。 			
<p>※1：基本メニューの Isolate-All-Web、Isolate-Risky-Web、Advanced-Email-URL、Advanced-Email-Attachment に追加できます。</p> <p>※2：基本メニューの Isolate-All-Web、Isolate-Risky-Web に追加できます。</p> <p>※3：基本メニューの MENLO-GLOBAL-CLOUD-PROXY に追加できます。</p> <p>※4：基本メニューの Isolate-All-Web、Isolate-Risky-Web、MENLO-ESSENTIALS、MENLO-BUSINESS、MENLO-SECURE-INTERNET に追加できます。</p> <p>※5：基本メニューの Isolate-All-Web、Isolate-Risky-Web、MENLO-ESSENTIALS、MENLO-BUSINESS、MENLO-SECURE-INTERNET、MENLO-TRANSFORMATION に追加できます。</p> <p>※6：基本メニューの MENLO-SECURE-INTERNET MENLO-ESSENTIALS、MENLO-BUSINESS、MENLO-TRANSFORMATION に追加できます。</p> <p>※7：基本メニューの MENLO ACTIVATE CLOUD PROXY、MENLO ESSENTIALS CLOUD PROXY、MENLO CHOICE STD CLOUD PROXY、MENLO CHOICE ADV CLOUD PROXY、MENLO ACTIVATE SECURE INTERNET、MENLO SECURE INTERNET ISOLATION に追加できます。</p>			

2 – 2 – 2 月間ライセンス向け

月間ライセンスにて提供するオプションメニューはありません。

3. 初期費用

3 – 1 年間ライセンスに初期費用は発生いたしません。なお、初期設定に関するオプションメニューは下表のとおりとします。利用料金は当社が別に提示するものとします。

メニュー名	単位
導入サポートメニューA（1か月）	契約

導入サポートメニューA（2か月）	契約
導入サポートメニューA（3か月）	契約
導入サポートメニューA（4か月）	契約
導入サポートメニューA（5か月）	契約
導入サポートメニューA（6か月）	契約
導入サポートメニューB（1か月）	契約
導入サポートメニューB（2か月）	契約
導入サポートメニューB（3か月）	契約

3 – 2 月間ライセンス

月間ライセンスに初期費用は発生いたしません。

4. 契約期間

4 – 1 年間ライセンス

- ・契約開始日は、本規約に基づき当社が本サービスの提供を開始する日をいい、本規約第4条（申込みと承諾）に定めるライセンス証明書に記載するものとします。
- ・契約期間が1年のメニューは契約開始日を含む月から11暦月後、契約期間が3年のメニューは契約開始日を含む月から35暦月後の1日までを契約期間とします。
- ・年間ライセンスの提供は、申込時に選択された契約期間をもって終了となります。利用中のデータを引き継いだうえでの継続利用を希望する場合は、改めてご契約が必要となりますので、契約期間終了の50日前までに当社指定の様式に記入の上、本規約第4条（申込みと承諾）に定める方法によりお申込みください。

4 – 2 月間ライセンス

- ・契約開始日は、本規約に基づき当社が本サービスの提供を開始する日をいい、本規約第4条（申込みと承諾）に定めるライセンス証明書に記載するものとします。
- ・契約期間は1か月単位となります。契約開始日から同暦月の末日までを契約期間とします。
- ・契約期間は自動更新となります。契約者に更新の意思がない場合、契約期間終了の5営業日前までに当社指定の様式に記入の上、当社に通知していただくことで、同暦月の末日にて契約は終了となります。

4 – 3 オプションメニュー

- ・オプションメニューの契約期間は、基本メニューの契約期間と同一となり、年間ライセンスの契約と同日に終了となります。
- ・基本メニューの継続利用に伴い、オプションメニューの継続も希望する場合は、改めて本規約へ同意の

上、別途お申し込みが必要です。その場合、契約期間終了の 50 日前までに当社指定の様式に記入の上、当社に通知していただく必要があります。

5 支払方法

5-1 年間ライセンス

- ・年間ライセンスは一括前払いとなります。
- ・当社は、契約者に対し、「2. 提供メニュー」に定める利用料金につき、契約開始日以降に請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

5-2 月間ライセンス

- ・契約者は、契約開始日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。契約開始日を含む料金月に契約の解除があった場合は、当該月の利用料は発生しません。
- ・当社は、契約者に対し、「2. 提供メニュー」に定める利用料金につき、料金月の月末日までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。
- ・契約の解除および各メニューの廃止があった月の利用料金は、契約解除および廃止した時点のユーザー数をもとに当該月の利用料金を計算します。

5-3 オプションメニュー

- ・オプションメニューの利用料金は、基本メニューと合算のうえ請求されます。

別紙3 Menlo Security Cloud Services Service Level Agreement

This Menlo Security Service Level Agreement (“SLA”) supplements the Menlo Security End User License Agreement (“EULA”) which can be found at

<https://www.menlosecurity.com/eula>. Capitalized terms used in this SLA but not defined herein are defined as set forth in the EULA. During the Term of the applicable EULA, the Menlo Security Cloud Services will be operational and available to You 99.9% of the time in any calendar month, excluding: (i) Scheduled Downtime; (ii) Downtime caused by factors outside of Menlo Security's reasonable control; or (iii) Downtime that resulted from Your equipment or third party equipment. If Menlo does not meet the commitments set forth in this SLA, and if You meet Your obligations under this SLA, You will be eligible to receive the Service Credits described below.

This SLA states Your sole and exclusive remedy for any failure by Menlo Security to meet the SLA commitments set forth herein.

Definitions - The following definitions shall apply to this SLA:

“Downtime” means, more than five end users at one geographic location cannot access any website on the Internet through the Menlo Security Technology.

“Downtime Period” means, a period of ten consecutive minutes of Downtime. Intermittent Downtime for a period of less than ten minutes will not be counted towards any Downtime Periods.

“Cloud Services” means Menlo Technology’s hosted enterprise software-as-a-service offering and may also include Software.

“Monthly Uptime Percentage” means total number of minutes in a calendar month minus the number of minutes of Downtime suffered from all Downtime Periods in a calendar month, divided by the total number of minutes in a calendar month.

“Scheduled Downtime” means those times where Menlo Security notifies You of periods of Downtime at least five days prior to the commencement of such Downtime. There will be no more than twelve hours of Scheduled Downtime per calendar year. Scheduled Downtime is not considered Downtime for purposes of this SLA, and will not be counted towards any Downtime Periods.

"Service Credit" means the days of Service Credit added to the Your Subscription Term as defined in more detail below.

"You" or "Your" means the individual or legal entity purchasing and using the Cloud Services.

Service Credit.

Monthly Uptime Percentage	Days of Service added to the Customer's Service Term at no extra charge to the Customer
Less than 99.9% but equal to or greater than 97.5%	2
Less than 97.5% but equal to or greater than 95%	4
Less than 95%	8

- Service Credit shall be calculated by using the applicable Monthly Uptime Percentage in the table above.
- Service Credit shall be applied to the end of the current Subscription Term. If service is discontinued for any reason, the Service Credit shall be in the form of a rebate at the end of the applicable Subscription Term.
- Service Credit may not be exchanged for, or converted to, monetary amounts.

Customer Must Request Service Credit. In order to receive any of the Service Credits described above, You must notify Menlo Security, or Your Approved Partner must notify Menlo Security, within thirty (30) days from the time You become eligible to receive a Service Credit. Failure to comply with this requirement will forfeit Your right to receive a Service Credit.

Maximum Service Credit. The aggregate maximum number of Service Credits to be issued to You for any and all Downtime Periods that occur in a single calendar month shall not exceed fifteen (15) days of Service Credit.

附 則（令和2年9月11日 APS2サ第00688404号）

この規約は、令和2年9月15日から実施します。

附 則（令和3年4月14日 APS2サ第00775749号）

この改正規定は、令和3年4月20日から実施します。

附 則（令和3年6月28日 APS2サ第00800124号）

この改正規定は、令和3年6月30日から実施します。

附 則（令和3年10月12日 APS2サ第00836536号）

この改正規定は、令和3年10月14日から実施します。

附 則（令和4年4月25日 APS2サ第00915165号）

この改正規定は、令和4年4月26日から実施します。

附 則（令和4年9月9日 CNS1サ第00960083号）

この改正規定は、令和4年10月12日から実施します。

附 則（令和5年2月14日 CNS1サ第01016477号）

この改正規定は、令和5年2月17日から実施します。

附 則（令和4年9月9日 CNS1サ第00960083号）

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。